

社会活動振興バス【利用のきまり】

規則 第2条 の項	運行の範囲	受付開始日	年間利用 回数制限
	◎教育委員会実施の社会教育事業 ※上記事業に支障がない場合は以下の目的も可。	随時	なし
1	教育委員会が行う社会教育事業以外の事業	4ヶ月前の 1日から	なし
2	斜里町立学校部活動の事業（同一部活動の利用）		1ヶ月4回
3	社会教育団体の全町的連合体が行う研修等事業 （例：自治会連合会・PTA連合会・スポーツ協会・ 文化連盟・老人クラブ連合会）		3回
4	町が実施する事業（町各部局・保育園・保育所）	3ヶ月前の 1日から	なし
5	社会教育関係の単位団体、教育委員会援助団体、福祉 団体が行う研修等事業 （例：単位自治会・単位老人クラブ・スポーツ少年団・ 単位女性部・単位子ども会・社会福祉協議会・ 障がい者団体・単位PTA）		3回
6	上記以外の団体が行う公共性の高い芸術・文化鑑賞事業		
7	上記以外の事業で教育長が特に認めるもの。	随時	なし

規則 第3条 の項	運行許可基準	
1	バス台数	団体の利用は1日1台とする。 ただし、4月～11月の間は49名を超える 場合は1日2台の利用を認める。
2	乗員人員	1台11名以上49名以内。 【目安】 ※積載も考慮し検討下さい。 ・小型バス…11名～22名 ・中型バス…23名～27名 ・大型バス…28名～49名
3	利用日数	連続利用は2日間まで（1泊2日は可能）。 ※やむをえず2日間を超える連続利用の場合、 経費は利用団体の負担とする。
4	走行距離	1日あたり400km以内。 250kmを超える経費は利用団体が負担する。 （町内学校を除く）
5	安全管理	引率責任者、安全管理対策が明確であること。
6	運行時間	原則午前5時～午後10時までの間で13時間まで。 ※行程に無理がないこと。
7	利用回数	左図参照

※運行許可申請の締め切り日は、運行予定日の20日前まで。
 ※運行許可申請書を提出する時は、様式2及び実施要領等の利用内容が分
 かるものを添付し申請すること。
 ※運行後は10日以内に様式3により実績報告書を提出すること。
 ※配車日の7日前からキャンセル料が発生するため、悪天候等でのキャン
 セルなど事前に判断できる際はなるべく早くキャンセルの連絡をお願い
 します。

その他 料金	①午前5時台の出発と午後9時台の帰着の場合の割増料金 ②運転手が2名配置の場合の加算額 ③バス運行に係る駐車代金、高速道路利用料及び運転手宿 泊料、13時間を超える運行経費は利用者の負担とする。 ※宿泊場所を団体が確保する場合、バスの駐車場を確保 する。 ※駐車場所の確保が困難な場合はバス会社に連絡し相談 を行う。
-----------	---